



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 公安委員会規則

\*1 警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

93 字の区域の変更 (市町村課)

94 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

95 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)

96 土地改良事業施行協議の適否決定等 (農村計画課)

97 県営土地改良事業の事業計画の決定 ( " )

98 換地処分完了 ( " )

99 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (畜産課)

\*100 瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間等 (資源管理課)

101 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

102 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 公安委員会告示

\*6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号)別表第1に指定する区域の指定

### ○ 選挙管理委員会告示

\*14 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

### ○ 公告

県立青少年の家の指定管理者の指定 (青少年課)

和歌山県青少年活動センターの指定管理者の指定 ( " )

和歌山交通公園の指定管理者の指定 (県民生活課)

和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定 (NPO協働推進課)

県営土地改良事業の計画変更後の計画概要 (農村計画課)

入札公告 (道路建設課)

和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者の指定 (振興課)

和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)の指定管

理者の指定 ( " )

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県妙寺警察署)

" (和歌山県和歌山西警察署)

### ○ 正誤

平成17年12月20日付け和歌山県報第1719号和歌山県告示第1593号中

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第1号

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部を改正する規則

(警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則の一部改正)

第1条 警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第4条第2号中「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第1条第1項」を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同条第3号中「第1条第1項」を「第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務及び」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する」に改める。

第5条第2号中「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。(機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和57年和歌山県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条の7」を「第43条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第93号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、田辺市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告の日のある日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

上芳養字細谷に編入する区域

字	地 番
上芳養字関谷	4683番2、4684番2、4684番3、4693番2、4694番1及び4694番2
上芳養字畑谷	4897番、4898番、4899番2、4899番3及び4899番4
上芳養字輪玉	5166番2及び5167番2
上芳養字丸山	5327番2及び5328番2

地番については、平成17年5月23日現在の地番である。

和歌山県告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新医 75-14	川堀耳鼻咽喉科	新宮市緑ヶ丘二丁目2番56号	平成 17.12.31
那医 186-14	医療法人三車会赤ひげ診療所	紀の川市貴志川町丸栖1421-1	平成 17.12.31
那医 187-14	医療法人三車会那賀リハビリテーションクリニック	紀の川市貴志川町丸栖1423番3	平成 17.12.31

和歌山県告示第95号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
300002002 26144	社会福祉法人有田つくし福祉会	湯浅町栖原187番地の1	西林久子	あっぷるホーム	有田郡湯浅町湯浅2830番地	知的障害者地域生活援助事業	平成 18.2.1

和歌山県告示第96号

海南市営土地改良事業(大窪区画整理事業大窪・市坪地区)の施行協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成18年1月30日から平成18年2月24日まで

3 縦覧場所

海南市役所下津行政局

和歌山県告示第97号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業弥谷池地区につき土地改良事業計画書を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 県営ため池等整備事業弥谷池地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成18年1月30日から平成18年2月24日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課、日高振興局及び日高川町役場

和歌山県告示第98号

平成17年11月22日付けで計画決定した県営換地計画(県営農地開発事業上芳養東山地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第99号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

炭疽病の発生予防のため。

2 実施する区域

海南市

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。)

4 実施の期間

平成18年3月1日から平成18年3月31日まで

5 注射の方法

炭疽予防液(無胸膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第100号

和歌山県漁業調整規則(昭和40年和歌山県規則第15号)第8条第2項の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業につき許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定め、同条第3項の規定により告示する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成18年2月24日から平成18年3月10日まで

和歌山県告示第101号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

真国宮地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海草郡	紀美野町	真国宮	丸山	193-1	
2号	"	"	"	宮垣内	184-2	
3号	"	"	"	"	139-2	
4号	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	"	170	
6号	"	"	"	"	181	
7号	"	"	"	"	187	

和歌山県告示第102号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2871	橋本市胡麻生字中ノ町327番の一部	大阪府河内長野市西代町2番22号 浅香和子	平成18.1.16	5.50	61.90

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号)別表第1に規定する区域を次のとおり定める。

平成18年1月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

区 域		
町	字	地 番
白浜町	字小ヶ浦	2758番1、3207番4、3207番5、3207番6、3207番10、3209番2、3211番1、3211番2、3211番3、3211番5、3211番7、3211番8、3211番9、3211番10、3211番17、3212番52、3212番63、3752番1、3752番20、3753番1、3753番2、3753番3、3753番4、3753番5、3753番7、3753番11、3753番15、3753番16、3753番17、3753番18、3753番19、3758番、3759番1、3759番3

備考 この表における地番は、不動産登記法(平成16年

法律第123号)第35条に規定する地番区域及び地番により表示されたものとする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年1月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第2項の表中 「社会福祉法人光誠会特別養護老人ホーム ひかり苑」 橋本市隅田

町中島1058番地の56 を 「社会福祉法人光誠会特別養護老人ホーム ひかり苑」 「社会福祉法人光誠会特別養護老人ホーム 天佳苑」

橋本市隅田町中島1058番地の56 橋本市隅田町霜草797番地の31 に改める。

公 告

公 告

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第65号)附則第2項の規定により、県立青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者

(1) 和歌山県立紀北青少年の家

和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム (代表となる団体)

紀北青少年の家運営協議会

和歌山県伊都郡かつらぎ町西飯降62番地の3

(構成員)

大揚興業株式会社

和歌山県和歌山市新通二丁目10番1号

(2) 和歌山県立白崎青少年の家

クリーン興商・南海ビルサービス企業体

(代表となる団体)

クリーン興商株式会社

和歌山県有田郡有田川町小島433番地の5

(構成員)

南海サービス株式会社

大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

(3) 和歌山県立潮岬青少年の家

株式会社グルメ杵屋

大阪府大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日

公 告

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第66号)附則第2項の規定により、和歌山県青少年活動センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者 社団法人和歌山県青少年育成協会

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第79号)附則第2項の規定により、和歌山交通公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者 財団法人和歌山県交通安全協会

和歌山県和歌山市西1番地

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第64号)附則第2項の規定により、和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

和歌山県和歌山市橋丁21番地

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区の事業計画の変更後の計画概要の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3の規定により、県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区の事業計画を変更したいので同条第1項の規定により、当該事業計画の変更後の計画概要を別冊のとおり公告する。

なお、この計画変更後の事業計画に係る土地改良事業の施行地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により所管する農業委員会に申し出られたい。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

「別冊」は省略し、その関係書類を橋本市役所、かつらぎ町役場、九度山町役場及び高野口町役場に備えおいて縦覧に供する。

入札公告

紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債広域第1号-1
- (2) 工事名 紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事
- (3) 工事場所 伊都郡かつらぎ町三谷地内
- (4) 工事概要 延長 85.0m 総幅員 7.0m (5.5m)  
橋長 85.0m (支間長 83.6m)  
鋼上路式単純トラス橋 鋼重量 247 t  
架設工法 ケーブルエレクション直吊工法
- (5) 工期 394日間
- (6) 予定価格 294,252,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 228,998,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有  
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

(13) 各会計年度における請負代金の支払限度額

- ア 平成17年度 請負代金の約45%の金額
- イ 平成18年度 請負代金の約55%の金額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が、1200点以上であること。

シ 鋼構造物工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事の総合点数が1200点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が1200点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

キ 共同企業体の各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1000点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ケ 一共同企業体で鋼構造物工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年1月31日(火)から平成18年2月24日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部道路局道路政策課  
電話番号 073-441-3092

(イ) 橋本市市脇4-5-8  
和歌山県伊都振興局建設部総務課

電話番号 0736-33-4920(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年2月7日(火)から平成18年2月9日(木)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 橋本市市脇4-5-8  
和歌山県伊都振興局建設部総務課  
ファクシミリ番号 0736-33-4928  
e-mail e1303611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年2月15日(水)から平成18年2月17日(金)までの休日を除く3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年2月20日(月)から平成18年2月24日(金)まで

イ 提出先 〒648-8799  
橋本郵便局留  
和歌山県伊都振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回

った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年2月27日(月)午後1時30分から

イ 開札場所 橋本市市脇4-5-8

和歌山県伊都振興局 3階 大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年2月27日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年3月2日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業若しくは代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた施行実績
イ 技術者評価	単体企業若しくは代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降に支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) ただし、同日に開札を予定している他の入札において、落札候補者として配置予定技術者となった者については、資格を認めないものとする。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒 6 4 8 - 8 7 9 9

橋本郵便局留

和歌山県伊都振興局建設部総務課行

開札日 平成18年2月27日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債広域第1号-1

工事名 紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事

工事場所 伊都郡かつらぎ町三谷地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先 (電話番号)

担当者連絡先 (ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒 6 4 8 - 8 7 9 9

橋本郵便局留

和歌山県伊都振興局建設部総務課行

開札日 平成18年2月27日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債広域第1号-1

工事名 紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事

工事場所 伊都郡かつらぎ町三谷地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先 (電話番号)

担当者連絡先 (ファクシミリ番号)



和歌山県和歌山西警察署長 源 中 徹

公 告

和歌山県マリナー条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第83号)附則第2項の規定により、和歌山県和歌山マリナー(ディンギーマリナー)の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ  
和歌山県和歌山市毛見981番地南野マンション102号
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

和歌山県マリナー条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第83号)附則第2項の規定により、和歌山県和歌山マリナー(クルーザーマリナー)の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月27日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 指定管理者 和歌山クルーザーマリナー運営共同企業体  
(代表となる団体)  
ヤマハ発動機販売株式会社  
静岡県浜松市新橋町1103番地  
(構成員)  
株式会社マリンルームオオタ  
和歌山県和歌山市太田485番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年1月27日

和歌山県妙寺警察署長 宮 崎 見 一

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金15万円 (封筒に在中)	平成 17年12月27日	高野口町名倉 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年1月27日

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金20万円 (封筒に在中)	平成 17年12月27日	和歌山市十番 丁(路上)

正 誤

正 誤

平成17年12月20日付け和歌山県報第1719号和歌山県告示第1593号中

「

日高郡	日置川町
-----	------

」

は誤りにつき、

「

日高郡	日高川町
-----	------

」

に訂正する。